

番号：150441

国名：ミャンマー

担当：農村開発部農業・農村開発第一グループ

案件名：農民参加による優良種子増殖普及システム強化プロジェクト終了時評価調査  
(評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年1月下旬から2016年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月24日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))をご覧ください。  
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	農業分野における各種評価調査
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ミャンマーの農業は、GDP の約 4 割を占める重要な産業であるが、その中でもコメは全耕地の約 50%で生産され、5,400 万人の人口に対し、一人当たり 150kg（籾ベースでは 220kg）と摂取カロリーのほとんどを供給する最も重要な穀物である。国内産地のなかでも、エーヤワディ・デルタは同国のコメ生産量の約 30%を産出する国内随一の穀倉地帯である。コメ生産を向上、安定化させるためには、灌漑施設や輪中堤を含む農業基盤整備、優良種子の導入、肥料、農薬の適切な投入が求められるが、なかでも優良種子の導入は他の方法に比べて少ない費用で実行できるため、貧困農家にも取り入れやすい。このような背景から、ミャンマー国農業灌漑省は、1990 年代初頭から世銀、国際稲研究所等の協力を得ながら、優良種子の導入・供給のための仕組みを確立してきた。しかしながら、生産された優良種子は、①一般農家の嗜好や慣行農法に適した在来種や、天水田の栽培に向けた品種（深水稻、陸稻等）が入っていない、②種子を生産する契約種子生産農家の技術が未熟であるため、生産された保証種子の品質が悪く、一般種子生産農家が更新を目的とした種子として購入せず、自家採種した種子を使用し続けている、③種子生産農家（契約・一般）は収穫後、播種期まで種子を保管できず、普通の籾として精米業者に販売したり自家消費しており、一般農家が必要とする時に種子が無い、といった理由により、優良種子の利用が一般農家に広まっていない。

このため、種子生産農家（契約・一般）が生産した優良種子を一般農家に普及するため、①一般農家のニーズに基づいた種子の品種選定・生産・配布計画を、農業灌漑省農業研究局（Department of Agricultural Research : DAR）、同省農業局（Department of Agriculture : DOA）、ならびに同省ミャンマー農業サービス庁（Myanmar Agriculture Service : MAS）とともに構築すること、②種子生産農家（契約・一般）の種子栽培技術を改善すること、③種子生産農家（契約・一般）の種子保管技術を改善するとともに、種実と種子の違い、種子としての有益性（販売価格等）を理解させることが求められている。

これを受けて、JICA は 2011 年 8 月から 2016 年 8 月の 5 年間の予定で「農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）を実施中である。本プロジェクトは、エーヤワディ・デルタにおける優良種子の増殖・普及システムの強化を目標に、DOA 種子部及び普及部、DAR をカウンターパート（以下「C/P」という。）として、3 名の長期専門家（チーフアドバイザー、種子増殖、業務調整／農業普及）（以下「プロジェクトチーム」という。）を派遣して活動を実施している。また、短期専門家として、これまで 5 つの指導科目（種子生産

技術、種子増殖普及改善、イネ種子品質管理、植物病理、育種)の専門家が派遣されている。プロジェクトチームはこれまで DOA 種子部を主要 C/P とし、2 か所の DAR 圃場、3 か所の DOA 種子生産圃場及び 3 か所のタウンシップをプロジェクトサイトとして技術移転を実施している。

これまでの本プロジェクトの活動により、プロジェクトサイトにおける普及員の技術向上ならびに優良種子生産フローの確立は順調に達成されつつある。しかし、中間レビューにて、プロジェクト目標達成に向け、優良種子の存在を一般種子農家および一般種子利用農家に広く認知させ、利用を促進すること、さらに、一般農家に保証種子利用の優位性をアピールし市場におけるプレゼンスを獲得するために、種子市場における保証種子販売フローが確立されることが肝要であると指摘されている。

今回実施する終了時評価調査は、2016 年 8 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2016 年 1 月下旬）

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、中間レビュー調査報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ミャンマー側関係機関等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④ 調査団内の検討のため、評価グリッド（案）を用いて評価デザイン（案）を検討する。
- ⑤ 国内で収集可能なデータを整理・分析し、それらの現時点の既存情報に基づき、評価の記入作業を予備的に行う。
- ⑥ 対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地派遣期間（2016 年 1 月下旬～2 月中旬）

- ① JICA ミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ ミャンマー側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、

プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

- ④ 事業効果の持続性を確認する。
  - (ア) MOAI（農業灌漑省）、DAR（農業研究局）、DOA（農業局）、MAS（農業サービス庁）等の関連機関において、優良種子増殖普及についての現状認識および事業終了後の展開についてヒアリングを行い、政府機関の意向・計画について情報整理する。
  - (イ) 投入された機材の運用状況について調査し、適正な運営と維持管理の持続可能性を評価する。
- ⑤ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑥ 国内準備並びに現地調査で得られた結果をもとに、他の調査団員及びミャンマー側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 調査結果や他団員及びミャンマー側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑧ 終了時評価報告書（案）（英文）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。
- ⑨ 終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトの作成を開始する。
- ⑩ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑪ 現地調査結果の JICA ミャンマー事務所等への報告に参加する。

### （3）帰国後整理期間（2016年2月下旬～3月上旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1）終了時評価報告書（案）（英文）
- （2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- ・ 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積

書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年1月31日～2016年2月19日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間程度先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

また、本終了時評価調査の現地派遣期間中に現地で活動しているプロジェクト専門家は、以下のとおりです。

ア) チーフアドバイザー

イ) 種子増殖

ウ) 業務調整／農業普及

#### ③便宜供与内容

当機構ミャンマー事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

必要に応じて英語⇔ミャンマー語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ。

カ) 執務スペースの提供

必要に応じてプロジェクトオフィス内の執務スペース提供

### (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第一グループ (TEL: 03-5226-8461) にて配布します。

- ・プロジェクト実施運営総括表
- ・プロジェクト月報
- ・PDM (最新版)

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・ミャンマー連邦共和国 農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト中間レビュー調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000016980>)
  - ・ミャンマー国 農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト詳細計画策定調査報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000003799>)
- ③本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
- ・事前評価表 ([http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009\\_0900453\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_0900453_1_s.pdf))

### (3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②安全管理  
現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ③不正腐敗の防止  
本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上